



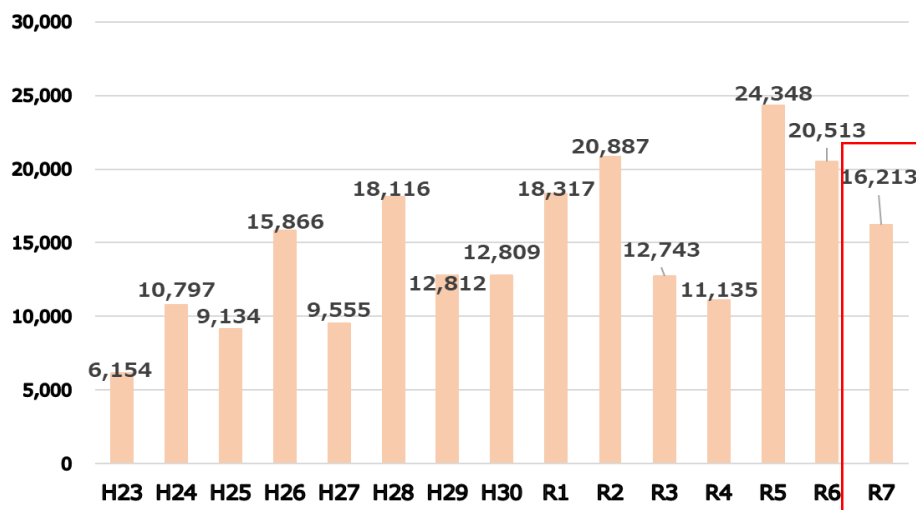
クマ被害対策等について

令和7年10月30日

クマの出没や被害の状況について

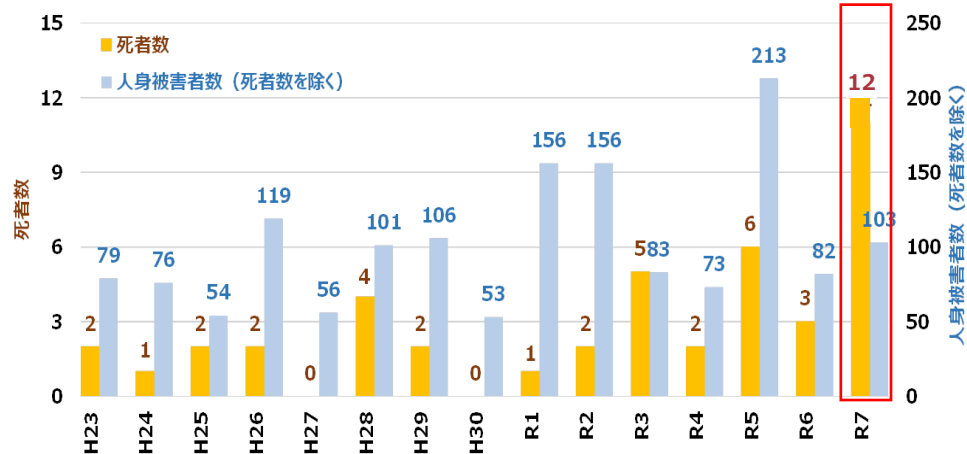
- **クマの分布域が人の生活圏周辺まで拡大。推定個体数も増加傾向。**
ヒグマは約 1 万 2 千頭、ツキノワグマは約 4 万 2 千頭以上と推計。
(推計の中央値。ツキノワグマは県ごとの推計値の合計値)
- **令和 7 年度は、東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、秋にクマ類が市街地に出没し、現時点で死者数が過去最多（12 名）、人身被害者数も過去最多を記録した令和 5 年度と同水準。**

クマの出没件数推移



※R7の出没件数は8月末時点

クマによる人身被害者数推移



※R7：死者数は10/29現在、人身被害者数は9月末時点

令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ クマの出没件数、被害者数、死亡者数※1

	出没件数 (4月～8月)	人身被害者数※2 (4月～9月)	死亡者数 (4月～10月)
令和7年度	16,213	108	12
令和6年度	13,774	67	3
令和5年度	10,705	109	6

○ 令和7年度の出没件数、被害者数、死亡者数が多い5都道府県※1

出没件数 (4月～8月)	人身被害者数※2 (4月～9月)	死亡者数 (4月～10月)
岩手県	岩手県	岩手県
秋田県	秋田県	秋田県
青森県	長野県	北海道
山形県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	長野県

※1 北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

※2 負傷者数と死亡者数の合計。

クマによる被害の防止に向けた環境省の対応



- 環境省、農林水産省、林野庁、警察庁、国土交通省が、**クマ被害対策施策パッケージ**を策定（令和6年4月）
- **四国を除く個体群を指定管理鳥獣※に指定**（令和6年4月）。**指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ対策を追加**（令和6年8月）※集中的かつ広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ類）
- **人の日常生活圏における緊急銃猟を可能とする鳥獣保護管理法改正**（令和7年4月成立、9月施行）

【着手済の対応】

- **緊急銃猟実施の支援（事例や教訓の共有）**
- **被害を防ぐための国民への呼びかけと、捕獲強化に向けた大臣談話を発表**（10/17）
- **地方自治体の二一ズ聴取・各省対策の随時共有**（10/28より強化）

【当面の対応】

- **補正予算を活用し、自治体への支援強化：**
 - ▶ **捕獲活動を強化**
 - ▶ **捕獲者（ガバメントハンター）の確保・育成の強化**
 - ▶ **出没地域における防除、パトロール体制の強化**

【中期的な対応】

- **科学的データに基づく個体群の適切な捕獲の強化（管理）**
- **出没地域における防除、パトロール体制のさらなる強化**
- **自治体の専門人材、捕獲者（ガバメントハンターを含む）の確保・育成のさらなる拡大**
- **新技術を活用した出没防止対策の強化**（自治体のドローンやICT技術を活用した鳥獣対策の支援）

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）